



安全安心見守りカメラ事業

安全安心見守りカメラ事業とは、地域住民が不安に感じる危険箇所等に防犯カメラを貸し出すことにより、犯罪に強い環境の整備を促進する事業です。

・貸出対象

町内会、自治会、防犯パトロール隊等

※個人は対象外となります

・貸出期間

4か月間

※ご負担いただくものなど

電気代は自治会等のご負担、カメラを設置する場所
(一般住宅、公民館等)と電源(家庭用AC電源)の準備



4か月の貸出期間終了後
(業者がカメラを取り外します。)

見守りカメラの継続設置を希望される場合は、**カメラを買取**することができます。

自治体によっては、カメラの購入費用に対し、**補助金**を交付しています。

設置場所の選定については、過去の犯罪等発生状況、住民の要望、地域性から総合的に判断した結果を自治会等へ説明して行います。

町内や地域での見守りカメラの設置に関心がある場合は、お気軽に管轄の警察署にご相談ください。



【お問い合わせ】
富山県警察本部生活安全企画課
犯罪抑止対策室

076-441-2211